

通告４番目、１０番、田畑正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

田畑正昭議員、１番目の質問をお願いいたします。

○田畑議員 １０番、田畑正昭です。議長の許可を得ましたので、私からは、再生資源物の屋外保管施設についてと広告等による新たな財源の確保について、一問一答形式で通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、再生資源物の屋外保管施設についてです。

本市は、令和５年３月２０日に、産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言で、「活力あふれるまち ふれあいのまち」を将来像に掲げ、豊かな自然環境や市民の安全・安心な生活環境を保全し、自然と共生するまちを目指していると宣言しています。

令和５年１０月６日には岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例が制定されています。また、家庭から排出される可燃ごみについて、有料の指定ごみ袋によるごみ回収を導入し、ごみの減量化を推進、ダイオキシン、ＣＯ₂排出を少なくするごみ焼却炉による環境保全や、クリーンセンターに工房を設置し、粗大ごみを修理、リサイクルする循環型社会の構築へ積極に取り組むなど、環境問題に関心が高い都市であります。

昨今、持続可能な開発目標であるＳＤＧｓの取組の中に、廃棄物などを資源として再利用することで、持続可能な社会の実現に貢献する取組が注目されていることは周知の事実であります。近年になって、それらに関連したスクラップヤードの問題が国内で起きていると聞いています。ヤードとは、囲いのある作業場という意味ですが、リサイクル関連の企業では、再生資源を保管する屋外の施設をヤードと呼んでいます。中でも、自動車解体や中古車販売に係る資源の保管の場合は、自動車ヤード、金属スクラップはスクラップヤードなどということもあります。

このスクラップヤードとは、使用済みの工業製品などから再資源化のために回収された金属や木材、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックなどを集積する施設のことを指します。

以前は、金属スクラップや大型の機器等の再生資源は雑品と呼ばれ、海外、主に中国に資源として輸出されていました。これらの雑品が、令和７年１月１日に特定有害廃棄物等の輸出入等を規制する法律の改正によって規制対象となり、日本国内で保管、リサイクルを必要とする再生資源物の量が増え、それに伴い、スクラップヤードが増えているという現状が国内で起きている。

再生資源物の再利用は適正に処理し、保管されていれば、限りある資源を有効活用するためにも推進していかなければなりません。周辺環境に配慮したヤードがある一方で、金属スクラップ等の不適正な処理や、保管に起因するヤード問題が、環境汚染や地域住環境への悪影響を引き起こす事例も増えているようです。

以上のことを踏まえ、再生資源物の適正な保管は、環境保護と地域社会の安全・安心を確保するために不可欠であると考えます。

そこで2点質問します。1点目として、本市の金属スクラップヤードの実態把握状況についてお答えください。

2点目として、仮に不適切な再生資源物の保管をしている金属スクラップヤードがあった場合、ヤード周辺の住環境にはどのような影響があると想定しているか、お答えください。

○玉田議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　田畑議員のご質問1番目、再生資源物の屋外保管施設、スクラップヤードについて、にお答えします。

1点目の本市の再生資源物の屋外保管施設、スクラップヤードの実態把握は、についてですが、金属スクラップは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物ではなく、有価物であり、古物商の許可申請を警察に届け出るものであります。本市に届出がないため、正確な実態については把握しておりません。

2点目の不適切な再生資源物の保管による周辺住環境の影響は、について、自動車などの解体であれば、油の流出による公共用水域の汚染が懸念されますが、金属スクラップの場合であれば、積み下ろし時に発生する騒音などを想定しています。

○玉田議長　再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員　2点目の質問の答弁にありましたような事案が、今後、もし不適切な再生資源物の保管をしている金属スクラップヤードによって起こり、周辺に悪影響を与えることがあった場合、市当局としてどのような対応を想定しているか、お答えください。

○玉田議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　田畑議員の再質問にお答えします。

市当局としてどのような対応を想定しているか、についてお答えします。

本市として、岩出市の環境をまもる条例に基づき、悪影響を及ぼす事案に対し、防止措置を講じてもらうよう指導してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 岩出市の環境をまもる条例で、地域に騒音や公共用水域への汚染などの問題が起きれば、すぐ対応してくれることはよく分かりました。

しかし、1点目の答弁にもありました廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、有価物、つまり再生資源物のスクラップヤード事業者に対して届出を出す義務が生じないため、正確な実態把握が難しい状況です。

そこで、本市として独自に再生資源物の保管に関する条例を制定する必要があるのではないかと考えます。再生資源物の保管に関する条例は、スクラップヤードの把握と不適正な保管・管理をしているヤード事業者の指導、摘発により、環境汚染リスクを限りなく減らし、かつ適正に保管・管理をしている優良業者がより営業しやすくなるというメリットがあります。

一方で、許可取得には、コンクリート舗装などの底面の整備や油水分離槽の設置など、設備投資が必要で、その維持管理にもコストがかかるため、既存業者の金銭的負担が大きいことが指摘されていますが、不適切な保管・管理をしているヤード事業者は、ヤードの維持管理コストを低く抑えているため、より高価でスクラップを買い付けることができます。不適正な保管管理をしているヤード業者が、条例にて規制されていない地域に多く営業を続けることになれば、適正に保管・管理をしている優良ヤード業者の取扱量が減り、結果として、以前よりも環境悪化を招くことにもなりかねません。

市独自による再生資源物の保管に関する条例の制定について、当局の見解をお答えください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 田畑議員、再々質問にお答えします。

市独自による条例の制定は、についてです。市独自による条例制定の見解につきましては、今後の状況を判断し、研究してまいります。

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 次に、広告等による新たな財源確保についてです。

近年、多くの自治体が、厳しい財政状況に直面する中で、本市は財政健全の堅持を軸に、持続可能な財政運営を長期間にわたり達成してきました。しかし、今後予測される人口減少に伴う自主財源の減少や老朽化に伴うインフラの維持管理費など、恒久的に財源を確保、維持していくことは喫緊の課題となっています。

近年、地方自治体の広告掲出による自主財源確保の取組において、市の所有資産や公共施設、また広報媒体などに広告を導入することで、民間との協働による収益確保と、地域経済の活性化を図る取組が注目されています。

そこで4点質問します。1つ目として、現在、民間企業等の広告を掲載している媒体はどのようなものがあるか、お答えください。

2つ目として、広告収入の実績について、過去5年間の推移をお答えください。

3つ目として、広告掲載の審査基準をお答えください。

4つ目として、新たな財源確保のために、公共施設、公園や行事、各種イベントなどの命名権、いわゆるネーミングライツを民間企業等へ付与し、財源とする考えはあるか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○幡井市長公室長 田畑議員ご質問の2番目、広告等による新たな財源の確保についての1点目から3点目についてお答えいたします。

まず、1点目の民間企業等の広告を掲載する媒体につきましては、市が保有する資産を活用して、民間企業等の広告を掲載する事業に関することは、岩出市広告掲載要綱で定めております。この要綱では媒体として3点規定しております。1点目、市の広報印刷物、2点目、市の財産、3点目、その他報告掲載が可能な市資産で、市長が認めるものでございます。

この要綱に基づき広告掲載を募集している媒体については、広報いわで、市ウェブサイト、岩出市汎用圧着はがきがございます。また、この要項によらない市の資産を活用しない媒体としましては、市役所庁舎玄関ロビーの岩出市案内地図等設置事業によるディスプレイ、市民課の窓口案内に利用しております岩出市番号案内機、窓口で使用する広告入り窓口封筒、岩出図書館における広告掲載物品の寄贈受入対象物品や雑誌オーナー制度による雑誌カバーのほか、行政サービスや手続を説明した行政情報誌「岩出市暮らしの便利帳」や妊娠・子育てガイドを民間企業と協働で発行してございます。

続きまして、2点目の過去5年間のそれらの実績については、まず歳入科目別では、広告収入の実績について、市長公室所管の広報いわで及び市ウェブサイトへの広告掲載のみとなっており、令和2年度167万8,000円、令和3年度91万円、令和4年度101万8,000円、令和5年度127万8,000円、令和6年度91万6,000円です。

次に、行政財産使用料として、岩出市案内地図等設置事業は、令和2年度から令和6年度まで同額の39万6,000円、岩出市番号案内設置事業は、令和2年度から令和4年度まで同額で4,350円、令和5年度は契約満了により入札を実施し、実績111万2,540円、令和6年度102万6,960円です。

続いて、図書館雑誌オーナー広告料としては、令和2年度2万1,348円、令和3年度と令和4年度は同額の2万2,548円、令和5年度3万5,030円、令和6年度1万4,320円です。

また、現物による提供を受けているものとしまして、広告入り窓口封筒は、令和2年度3万3,000枚、令和3年度3万枚、令和4年度3万6,000枚、令和5年度と令和6年度は同数の2万9,500枚の提供を受けています。

岩出図書館における広告掲載物品の寄贈については、図書館カレンダーを令和2年度から令和6年度まで、毎年度1万枚寄贈いただいています。

また、行政情報の冊子につきましては、令和5年度に岩出市暮らしの便利帳2万6,000部、令和6年度に妊娠・子育てガイド1,000部の提供を受けています。

続きまして、3点目の広告掲載の審査基準につきましては、法令違反や公の秩序に反するものなど、広告掲載できない項目を岩出市広告掲載要綱及び岩出市広告掲載基準に定めております。この要綱等を基本とし、必要に応じ別途追加項目を定めた基準により、掲載できない項目に該当しないことを確認し、掲載しております。また、この要項に基づかない広告を掲載する事業についても、この要綱及び基準に準じ、必要に応じて別途項目を追加した基準により掲載や寄贈受入れの可否を判断しております。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 ご質問の4点目、命名権、ネーミングライツを付与する考えは、についてお答えいたします。

ネーミングライツは、新たな投資を行わない無形財産の有効活用であり、財源確保には有効であるものの、公共施設という性質を損なわないよう検討していく必要があると考えられるので、現在のところ導入する予定はございません。

しかしながら、今後も引き続き財源確保に創意工夫を図ってまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 今後、さらに公共物などを利用した広告収入を拡大するための取組として、例えば広告推進担当部局などを設け、事務処理の効率化や広告導入の収入増、また審査基準や運用の一元化などを図ったりすることや、広告収入をその担当部署の予算として自由に使えるようにすることで、各部の広告導入への工夫を凝らすモチベーションを上げるような仕組みが必要ではないかと考えます。本市の考えをお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 再質問にお答えさせていただきます。

広告を扱う部署を一本化して事務を効率化できないか、それと広告収入を担当部署の予算として自由に使えるよう検討してはどうかという２点であったかと思いますが、一括してお答えさせていただきます。

これまで市の行政改革推進委員会においても、民間広告の掲載を通じて、市の財政健全化に貢献できるよう各課に取組を促してきております。ただし、広告を掲載してもらうには、それぞれの業務に精通している部署のアイデア、それから工夫が欠かせないと考えます。

また、広告収入を担当部署の財源と考える場合、その業務を行う部署が主体的に進めるべきだと考えております。広告掲載については財源確保の面でも有効であるため、引き続き各課に働きかけてまいります。以上の理由により、広告を扱う部署を一本化することは現在のところ考えておりません。

また、広告収入にインセンティブをつけるということについてであります。本市の予算編成は、歳入財源に見合う歳出予算を基本とし、自主財源の確保、経常経費の削減に努めながら編成しております。また、編成に際しては、創意工夫を凝らし、真に必要な事業や経費を計上しており、広告収入等の歳入財源が増加したからといって歳出事業費を上積みするような予算編成は行っておりません。

しかしながら、議員ご質問の広告収入を得ることは、自主財源の確保につながるものでありますので、今後も引き続き確保に努めるとともに、適正な予算編成に努めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長　これで、田畑正昭議員の２番目の質問を終わります。

以上で、田畑正昭議員の一般質問を終わります。